

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年2月23日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成12年東村山市条例第9号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）の公布に伴い、介護保険料の算定に用いる所得指標の見直しを行うため、本案を提出するものであります。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成12年東村山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第47条第2項」を「第47条第3項」に改め、同条第5号中「第59条第2項」を「第59条第3項」に改める。

第10条中「又は前条に規定する特例介護サービス等（次条において）」を「に規定する基準該当居宅サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は前条に規定する基準該当居宅介護支援若しくは基準該当介護予防支援（次条においてこれらを）」に改める。

第17条第2項第2号中「第135条第3項」を「第135条第6項」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第9条 平成29年度における保険料率は、第12条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 33,100円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 46,900円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 51,800円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 58,000円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 69,000円
- (6) 次のいずれかに該当する者 77,300円

イ 合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、

第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,300円

イ 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 102,800円

イ 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 109,700円

イ 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、
第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに
該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 119,400円

イ 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、
第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を
除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 127,700円

イ 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、
第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 135,200円

イ 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、
第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 143,500円

イ 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ
又は第15号ロに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 151, 100円

イ 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のい
ずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号
ロに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 159, 400円

イ 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号
のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当す
る者を除く。)

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 168, 400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平
成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円
とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(特例居宅介護サービス費等の額)

第7条 次の各号に掲げるサービス費の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) (略)
- (2) 特例居宅介護サービス計画費 法第47条第3項に定めるところにより算定された基準の額
- (3)・(4) (略)
- (5) 特例介護予防サービス計画費 法第59条第3項に定めるところにより算定された基準の額
- (6) (略)

(非営利組織等の活用)

第10条 市は、第8条に規定する基準該当居宅サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は前条に規定する基準該当居宅介護支援若しくは基準該当介護予防支援(次条においてこれらを「特例介護サービス等」という。)の実施については、市内及び近隣地域における非営利組織等を活用し、地域の実情に即したサービスの提供に努めるものとする。

(保険料の徴収猶予)

第17条 (略)

2. 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付(法第135条第6項に規定する特別徴

旧 条 例

(特例居宅介護サービス費等の額)

第7条 (同左)

- (1) (略)
- (2) 特例居宅介護サービス計画費 法第47条第2項に定めるところにより算定された基準の額
- (3)・(4) (略)
- (5) 特例介護予防サービス計画費 法第59条第2項に定めるところにより算定された基準の額
- (6) (略)

(非営利組織等の活用)

第10条 市は、第8条又は前条に規定する特例介護サービス等(次条において「特例介護サービス等」という。)の実施については、市内及び近隣地域における非営利組織等を活用し、地域の実情に即したサービスの提供に努めるものとする。

(保険料の徴収猶予)

第17条 (略)

2 (同左)

- (1) (略)
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付(法第135条第3項に規定する特別徴

新 条 例

収対象年金給付をいう。以下同じ。)の支払に係る月

(3) (略)

附 則 (平成12年東村山市条例第9号)

(平成29年度における保険料率の特例)

第9条 平成29年度における保険料率は、第12条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 33,100円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 46,900円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 51,800円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 58,000円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 69,000円
- (6) 次のいずれかに該当する者 77,300円

- イ 合計所得金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13

旧 条 例

収対象年金給付をいう。以下同じ。)の支払に係る月

(3) (略)

附 則 (平成12年東村山市条例第9号)

新 条 例

号口、第14号口又は第15号口に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,300円

イ 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号口、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口、第13号口、第14号口又は第15号口に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 102,800円

イ 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号口、第10号口、第11号口、第12号口、第13号口、第14号口又は第15号口に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 109,700円

イ 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号口、第11号口、第12号口、第13号口、第14号口又は第15号口に該当する者を除く。)

旧 条 例

新 条 例

(10) 次のいずれかに該当する者 119,400円

イ 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 127,700円

イ 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 135,200円

イ 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 143,500円

イ 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

旧 条 例

新 条 例

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 151,100円

イ 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号ロに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 159,400円

イ 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 168,400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。

附 則

旧 条 例

新 条 例

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

旧 条 例